

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

※ 横浜経済記者クラブへも同時に発表しています。

記者発表資料
平成20年7月1日
こども青少年局企画調整課長
宮本 正彦
電話 671-4280

～ 子育てしながら安心して働き続けられる職場づくりを支援します ～

事業所内保育施設を設置する企業等に設置費を助成

横浜市では、仕事と子育てを両立できる、子育てしながら安心して働き続けられる職場環境の整備を促進するため、今年度、「事業所内保育施設設置支援モデル事業」を実施します。

市内企業が、子育て中の従業員を対象に事業所内保育施設を設置する場合に、設置にかかる経費の一部を助成します。今年度はモデル事業として2か所程度の設置を支援し、設置にあたっての課題や企業の支援ニーズを把握することで、効果的な支援のあり方について検証します。

事業所内保育施設の設定を検討されている企業の皆さま、ぜひご活用ください。

■ 事業所内保育施設の設定のメリット

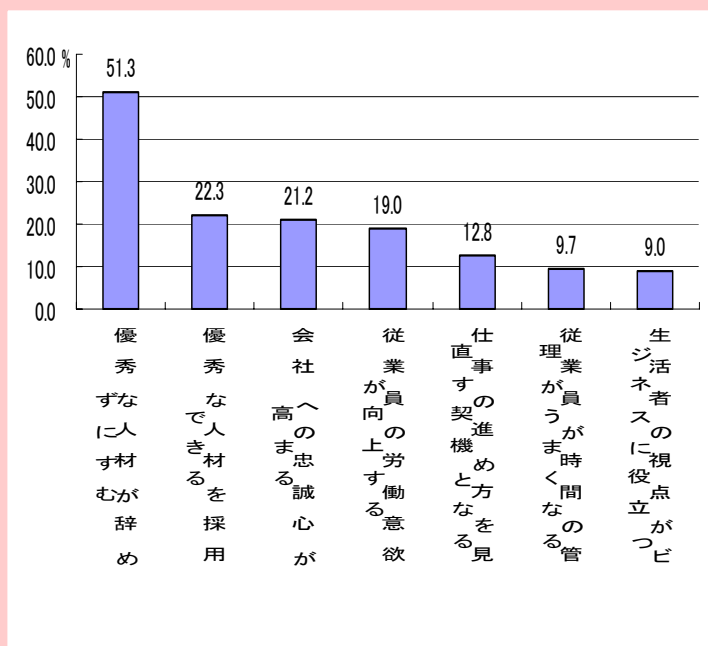
企業のメリット

- ◆ 出産・育児による退職者・離職者が減り、新たな採用・育成コストが削減
- ◆ 求職者のニーズに応えることにより、優秀な人材の確保につながる
- ◆ 社会貢献に取り組む企業として企業価値が高まる

従業員のメリット

- ◆ 職場の近くで預かってもらえるので安心
- ◆ 勤務時間にあわせて子どもを預けることで仕事に集中できる
- ◆ 送迎や通勤が便利

「仕事と育児の両立を支援する取組が企業業績に与えるプラス面」
(平成18年中小企業白書より)



■ 応募期間 平成20年7月1日(火)～9月12日(金) 必着

■ 助成金 対象経費の総額の1/2以内 (限度額500万円以内)

■ お問合せ

横浜市こども青少年局企画調整課 ※下記ホームページから申請書等がダウンロードできます。

電話045-671-4281 FAX045-663-8061

e-mail kd-kikaku@city.yokohama.jp

URL <http://www.city.yokohama.jp/me/kodomo/kikaku/kigyou/hoikushisetsu.html>

■事業所内保育施設とは

- 事業主等が、その雇用する従業員（パートタイム・アルバイト職員、契約社員、嘱託社員、派遣社員を含む）のために設置する保育施設です。
- 市内に設置する施設が対象となります。
- 協同組合等の事業主団体や、複数の事業主が共同設置する場合も対象となります。

■助成内容（助成件数：2か所程度）

助成の対象となる経費	助成率	助成限度額
① 事業所内保育施設の設置費 施設の新設・増改築・改修にかかる建築費、工事費、 設計監理料 等	事業経費の総額 の 1/2以内	500万円 ※うち備品・遊具 等については 40万円以内
② 保育事業に必要な備品・遊具等の購入費（※必ず ①と同時に申請すること。単独での申請は不可） 1品の単価が1万円以上で、総額10万円以上の備 品・遊具等の購入費		

■保育施設の規模

- ① 乳幼児の定員が3人以上、10名未満であること。
- ② 保育室の面積が、おおむね乳幼児1人あたり1.65㎡以上であること。

■対象となる事業主

- ① 市内に事業所を有する事業主で、常時雇用する従業員の数が300名以内の雇用保険適用事業主
- ② 育児・介護のための勤務時間の短縮等の措置について、労働協約又は就業規則を定め、実施しているもの
- ③ 一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長に届け出ている、または整備完了報告書の提出までに届出を予定しているもの

※ 助成対象は、選考の上決定します。

※ 事業所内保育施設は児童福祉法の認可外保育施設に該当しますので、その運営や保育内容等は、横浜市による指導監督の対象となります。